

IPCC 第 22 回全体会合 参加報告書

2004 年 11 月 9 - 11 日 於：インド・ニューデリ

2004 年 11 月 24 日

角野光治・蛭田伊吹

2004 年 11 月 9 - 11 日、インド・ニューデリにて第 22 回 IPCC 全体会合（IPCC22）が開催された。今回の目玉はなんと言っても第 4 次評価報告書（AR4）の統合報告書の作成有無であった。今まで 2 年間交渉を続けてきたが今回に至っても各国の意見は収斂せず、忍耐を要する交渉が 3 日間続いた。以下、SYR の交渉内容、及びその他の検討事項の結果について事項毎に示す。

1. 統合報告書（SYR）の作成について

- ・ SYR の作成有無、長さ、形式、承認・採択手順、内容、作成スケジュール、執筆チーム等について検討を行った結果、以下の結論が出された。（各国の意見詳細は「各国意見」参照）：
 - **作成有無**：各国とも TAR 時における SYR の重要性を痛感している様子で、SYR の作成を否定する意見は述べられなかった。2 年越しの議論の結果、やっとその作成が正式に決定。
 - **長さ**：SPM 最高 5 ページ、本文最高 30 ページ（共に図表含む。インデックスは含まない。）の 2 部構成で TAR 時の構成を踏襲している（SYR の定義に則っている）が、長さは随分短くなっている。（参考：TARSYR 本文 100 ページ程度、SPM35 ページ程度。）
 - **形式**：Q&A ではなくトピックについて文章で書くスタイル。（再び Q&A を希望するような意見も出されたが、現時点から質問の文言に合意することは時間的制約により非常に難しいため、文章形式が優勢となった。）
 - **承認・採択手順**：「IPCC 作業を管理する上での原則」（“Principles Governing IPCC Work”）に則り SPM は行毎に承認、本文はセクション毎に採択。なお、SYR の定義どおり 2 部構成にすること、又、文章形式で記述しても「政策に中立的な疑問点」について答えていることには違いはないことから、SYR の定義の見直しは行わない¹。

¹ 「IPCC 作業を管理する上での原則」（“Principles Governing IPCC Work”）p.2 では、SYR は以下のように定義されている。“Synthesis Reports synthesise and integrate materials contained within the Assessment Reports and Special Reports and are written in a non-technical style suitable for policy makers and address a broad range of policy relevant but policy neutral questions. They are composed of two sections as follow: (a) Summary for Policy makers and (b) a longer report.”

- **内容(トピック):** 下記の通り決定。実際現時点では具体的な内容を分かりえないことからあくまでもガイダンスとしての位置づけであるが、それでも中国が GHG の「長期安定化」という言葉を使うことに強行に反対する等、大いに揉めた。内容は主に TAR 以降の研究結果についてまとめる予定。
 - トピック 1: 観測された気候変化とその効果
 - トピック 2: 変化の原因
 - トピック 3: 様々なシナリオに見られる短期的・長期的未来の気候変化とその影響
 - トピック 4: 地球・地域レベルにおける適応・緩和オプションとその反応、及び持続可能な発展との相互関係
 - トピック 5: 長期的な観点: UNFCCC の目的と条項に矛盾せず、かつ持続可能な発展という背景から見た適応措置・緩和措置の科学的・社会経済的側面について分析
- **執筆チーム (Writing Team):** IPCC 議長及び各 WG の共同議長にプラスして、各 WG の執筆者から 4 - 6 名ずつ。選定は 2005 年末頃 IPCC 議長が行い、ビューローによって承認される。
- **作成スケジュール:** COP13 前に完成させること、従って WG 報告書が完成しないうちに SYR の執筆を開始することについては、執筆者の時間的制約等により高品質の報告書が期待できなくなるといった理由で US や NZ、Manning 氏 (WGITSU) 等から難色が示されたが、COP13 にあわせてタイムリーに AR4 を提示する必要性を Davidson WGIII 共同議長、UK、ブラジルを始め多くの国が主張した。それらを考慮した形で、IPCC 議長の Senior management group (IPCC 議長、各 WG の共同議長及び TSU) は、以下のスケジュール案を提示した。非常にタイトなスケジュールであるため完全には決定されなかったが、とりあえずその方向で進める予定。なお、UNFCCC には、COP13 までに完全な形で SYR を提出して欲しいれば会期を 1 ヶ月延期することも検討して欲しいと要望を出した。(UNFCCC 事務局からは、COP13 の日程は 2001 年決定しているものの、各国の意向次第で延期することも可能であると述べた。)

| | |
|------------------|--|
| 2005 年末 | Writing Team のメンバー選定 |
| 2006 年 8 月 28 日週 | Writing Team 結成。AR4WG 報告書の第 2 草案が専門家・政府レビューに送られた後、執筆を開始。 |
| 2007 年 4 月 30 日週 | すべての WG 報告書が承認・採択される。(WGII は 2 週間、WGIII は 3 週間完成を早めることとなる。) SYR の書き上げ。 |
| 2007 年 5 月 7 日週 | SYR の第 1 専門家・政府レビュー (8 週間) |
| 2007 年 8 月 27 日週 | SYR の最終専門家・政府レビュー (8 週間) |

| | |
|-------------------|---------------------|
| 2007年10月22日週 | 提出されたコメントを反映 |
| 2007年10月22-26日 | IPCC総会で承認・採択。 |
| 2007年11月5-16日(予定) | COP13にSYR未編集版を提出予定。 |

- **その他**：SYRの作成には、SYRのマネージメント、電子出版、アウトリーチを行うコミュニケーションの専門家等追加スタッフを雇用する予定。
- ・ 総会での検討は、今まで2年間議論してきたのにもかかわらず合意の糸口も見つからなかったことから、コンタクトグループ(共同議長：Geoff Love氏、I.A. El Gizouli氏)が設置された。コンタクトグループは4回開催され、SYRの内容(トピック)長さ、SYRの定義の見直しの必要性、作成タイミングについて協議した。トピックについての協議は非常にこまかく、言葉の使い方(例：「consequence」や「impact」という言葉には負のニュアンスがあるため、「implication」にすべき²、UNFCCCの目的は一つではないので複数形にすべき、といった意見等々)に関するものが多かったが、その中で特に大きな議論となったのは、もともとIPCC議長案(Doc.5)のトピック5のタイトルに入っていた「GHG濃度の長期安定化」という言葉で、中国やサウジが「物議を醸す言葉遣いだ」として反対した。USも同意し「公平性」についてもSYRに含めるように迫ったが、UK、スイス、オーストラリア、ドイツ、カナダ、ロシア、ベルギー、Metz WGIII共同議長等は、UNFCCCの究極の目的(第2条)の観点から、長期安定化の分析は不可欠として対立した。妥協案として「長期」という言葉が取り除かれたが、それでも中国は「安定化(stabilization)」という言葉に問題があるとし、結局は、UNFCCCの目的(この場合、危険でないレベルでGHG濃度を安定させるという究極の目的だけではなく、悪影響を受ける国々への援助や共通だが差異ある責任等様々な目的及び条項を含む。)に矛盾しないという前提で、緩和・適応措置に関連する科学的・社会経済的な側面について「長期的な視点」から分析することで決着がついた。つまり、実際は「長期安定化」という言葉が表面上から消えただけで、内容的にはそのような分析が行われるのに変わりはないのである。
- ・ **各国意見**

内容(トピック)・形式について

UK 現時点においてSYRの詳細な内容は分かりえないため、トピックに挙げられている文言はすべて執筆者へのガイダンスであり、その文言をそのままSYRの中で使用しない。柔軟性が必要。(ドイツ、イタリア、US、カナダ)

オーストラリア 議長案の内容で了解。Q&Aかトピックの形式で書くかについては後ほど決めれば良い。(ドイツ)

スーダン 適応・緩和については持続可能な発展というコンテキストの中で扱って欲し

² ベルギーの意見。しかし、NZ、オーストラリア、Metz WGIII共同議長等は「impact」を中立的な表現であるとし、最終的には正負両方の影響をさす意味で「impact」という言葉を利用することとなった。

い。(サウジ、スロバニア)

サウジ緩和措置の影響(スピルオーバー効果)についても書いて欲しい。

モロッコSYRとはWG報告書の重要な部分を分かりやすくまとめたものであるため、あくまでもベースはWG報告書。そこにはない情報は含めない。(サウジ、Qin WG I 共同議長、Parry WGII 共同議長、中国、マレーシア、ルーマニア)

イタリアI、II、IIIと区分されたWGの観点からではなく、様々な観点を統合して考えた時見えてくる研究成果について書くべき。(ドイツ、オーストラリア、キューバ、ルーマニア)

ブラジルTAR以降の新しい研究結果と不確実性についてまとめるべき。(スイス、Manning氏、Parry WGII 共同議長、中国、ドイツ、イタリア)

キューバ横断的テーマについては、どのトピックでもきちんと扱って欲しい。(スロバニア、チェコ、イタリア、カナダ)

US3つのWG報告書の情報を統合して書く必要があるが、それに追加して各WGの主要な研究結果をハイライトして最終章に書くべき。(ドイツ)また、気候変動の負の影響やリスクのみだけでなく、「機会」についても書く必要あり。その他、トピック4では適応措置と緩和措置の相互関係の中で「技術」が取り扱われているが、独立して「技術」を扱って欲しい。(スイス)

中国「長期安定化」という言葉は非常に物議を醸す表現であるため使用して欲しくない。又、キャパシティビルディングについても入れて欲しい。(サウジ)

スイストピック4の技術については、国際協力についても言及して欲しい。

対象読者

フランス専門家でない幅広い人々にも分かりやすく。(モロッコ、UK、イタリア、ノルウェー、マレーシア、モーリシャス)

承認・採択の手順

サウジWG報告書の手続きと同等にして欲しい。なお、SYRの定義をレビューすることは、他の部分の手続きについてもレビューする機会を与えるということにつながるため反対。

完成のタイミング・執筆チームについて

Manning氏(WGI TSU)COP13までに完成させなければならないということではない。高品質の報告書を作成することが第一。(NZ、Qin WGI 共同議長、中国、スロバニア)

USUNFCCCのために、無理をしてその一週間前にAR4を完成させるのは科学的な団体としての客観性が失われていると誤解されるのではないか。COP13時点では既にWG報告書が3つも完成しているため、それで十分だと思われる。

Davidson WGIII 共同議長COP13までに完成させるべき。SYRは政策決定者にとって非常に影響のあるもの。いくらWG報告書が完成していてもそれでは政策決定者に

は内容をよく理解してもらえない。また SYR の AR4 の一部であるため SYR が完成しなければ AR4 は完成したといえない。高品質はもちろんのこと、政策にはタイミングが非常に重要であり COP13 を逃したら、いくら良い報告書でも価値がない。(日本、UK、ブラジル、ドイツ、モルドヴァ、カナダ、ウガンダ、キューバ、スリランカ、マラウイ、オランダ、メキシコ、アルゼンチン、コスタリカ、ケニア、スイス)

Pachauri 議長 Dec.6/IPCC19 では、2007 年第 4 四半期に完成させるということのみを決定している。したがって必ずしも COP13 までに完成させなくても良い。しかし、COP13 までに完成させ提出するのが妥当であると思われる。

Parry WGII 共同議長 WG の SPM の第 2 レビュー(2006 年末)ぐらいから SYR の執筆を開始することが出来る。

オーストリア まず長さを決定し、それを執筆するために必要な時間を各 WG に提示してもらうことでスケジュールを立てればよい。

フランス COP13 前に完成させるのは異論がないが、高品質が第一。WGIII のレビューと SYR のレビューの期間が重なっているのは望ましくない。(Manning 氏)

オランダ SYR を執筆している際に、WG 報告書の方に矛盾が出てくるはず。それに気が付き修正するためにも、WG 報告書のレビューと SYR の執筆期間が重なっている方が望ましい。

サウジ 執筆チームが選定されてから最初の半年間はブレインストーミングの期間となっているが、一体何をするのか。(中国)

Davidson WGIII 共同議長 各 WG の報告書がどのように出来てきたかをチェックして理解を深める。

UK 各 WG の報告書が最終政府レビューに入った順に、執筆を始めれば良い。時間がタイトなことを考慮して政府レビューを 8 週間ではなく 6 - 7 週間にしたらどうか。

オーストラリア COP13 の日程が確定しているか、また各 WG のスケジュールも調整可能かを調べてから考えるべき。

キューバ SYR を高品質なものに出来るように、科学的にも技術的にも一番優れている執筆者を、地域バランスも考慮して選定して欲しい。(Manning 氏、コスタリカ)

ベルギー 執筆チームに関しては、RE を含むすべての専門家を対象に選定して欲しい。(NZ、オランダ、イタリア)

SYR の長さ

UK 本文は 10 - 15 ページで、3 つの WG の重要な研究結果をつければ良い。SPM は不要で、本文を行毎に承認。

Parry WGII 共同議長 本文は 30 ページ前後で、3 つの WG の新しい研究結果についてそれぞれサマリーをつける。SPM は不要。

イタリア TARSYR の SPM の長さ(35 ページ)ぐらい。SPM は不要。(オランダ、オーストラリア、US、ノルウェー)

デンマーク 30 ページの SYR を行毎に承認するのは至難の技。SPM を作成し、それを行毎に承認したほうが、最終的な報告書としての質も良くなると思われる。(ケニア)

カナダ TARSYR よりも短く。

NZ 本文は最高 30 ページにすべき。

日本 興味のある政策決定者は、本文が 30 ページ程度でも読むだろう。SPM は 5 ページ程度が妥当。それぐらいならば行毎でも承認できる。

スイス 行毎に承認するのと、セクション毎に採択するのでは、大臣等への伝え方が異なる。SPM のような部分(本文のうち 5 ページ程度のまとめを政府でレビューするのでも良い。)を行毎に承認する必要がある。

出版・配布・普及について

フランス 素早く、そして広い読み手に配布していくことが大事。

イタリア SYR は他の報告書とは別々に単独で出版すべき。

マネージメントについて

UK 事務局で適切な候補者を探すならば公開プロセスで行うべき。

2. 作業部会の AR4 関連作業の進捗状況 (WG 作業スケジュールは添付 1 を参照)

1) WG I (Doc.9 参照)

- ・ WGI 共同議長 (中国) から下記の報告がなされた：
 - CLA(Coordinated Lead Author)及び LA(Lead Author)計 140 名と RE(Review Editor)37 名を選出。
 - 0 次草案は、2005 年 1 月 14 日までに TSU に提出される予定。第 1 回 LA 会合は 2005 年 5 月に北京で開催される予定であり、その後 1 次草案が執筆され、2005 年 9 月に専門家レビューを受ける予定。
 - 途上国や経済移行国からの執筆者を支援する目的で、関連文書や情報に簡単にアクセスできる eJournal システムを開発し、科学分野における 16 の刊行物の記事をダウンロード出来るようにした。又 TSU は、ウェブ上でレビューコメント等を収集できるシステムも開発しており、0 次草案は試験的にこのシステムを利用する予定。
- ・ オーストリアよりエアロゾルの扱いについて WG I のどの部分で議論されるのかといった質問があり、Manning 氏 (WGI TSU) から第 3 章 (観測：大気圏及び表面での気候変化) でエアロゾルの放射強制力について、第 7 章 (気候システムの変化と生物地球科学との結合) でエアロゾルの排出と気候変動の関係について議論されることが説明された。イランからは干ばつや洪水についても取り扱うよう意見が述べられた。

2) WG II (Doc.10 参照)

- ・ Martin Parry WG II 共同議長 (UK) から下記の報告がなされた：
 - 地理的・社会的バランスを考慮した上で CLA47 名、LA125 名、及び RE46 名を選

出。

- 0次草案が、2004年12月10日にTSUに提出される予定。
- WGIIが担当している2つの横断的テーマのうち、「水」に関しては2007年末 - 2008年に技術報告書を作成することで合意されている。また、「気候変動枠組条約第2条と主要な脆弱性」については、2004年5月に第1回会合を開催した。この問題については19章（主要な脆弱性の評価）で取り扱われる。
- 「適応措置と緩和措置（AM）及び統合持続可能な開発（SD）に関する専門家会合」が、WGIIIと合同で2005年2月16 - 18日（フランス・La Reunion Island）に開催される予定。（下記3）WGIII部分参照。）
- ・ Parry氏は、スイスの「いつの時点まで新しい文献の評価を行うのか」という質問に対し2006年5月中旬までを目途にするとしたが、ロシアは、AR4には最新情報を用いる必要であると述べ、最終テキストが採択されるまで新しい文献の評価を続けることを提案した。
- ・ その他、中国からは（特に危険なレベル及び閾値について）承認されたアウトラインに忠実に議論をするよう意見が述べられたが、Parry氏はスコーピング会合やアウトラインを採択する際のコメント等を参考に議論していることからアウトライン外の議論をしているのではないと説明した。又、イランからは横断的テーマ（CCT）の扱いについてももっと情報を提供して欲しいと述べられた。

3) WG III (Doc.11 参照)

- ・ Ogunlade Davidson WG III 共同議長（シエラ・レオネ）から下記の報告がなされた：
 - 地域のバランスをより考慮し、TARの執筆に関係していなかった新しいLAを積極的に採用し、執筆者層を拡大するように努めた。その結果、CLA134名、LA25名、RE25名が選出されており、TARの執筆に関係していなかった新しいLAは全WGIII執筆者の60%を占めている。
 - 0次草案の締め切りは、2005年3月の予定。
 - 既に行われた会合：
 - ・ 「AM及びSDに関する企画会議」（2004年9月1日 - 2日、オランダ・アムステルダム、WGII合同）：執筆過程でAMとSDという2つのCCTを扱う際の作業原則や組織構成、並びに2005年に予定しているWGII・III合同のAM-SD専門家会合の必要性和焦点について検討。下記事項が決定された：
 - ◇ 作業原則（執筆者への指針）
 - ◇ 既に合意されているアウトラインへの注釈（AM-SDに関する部分）
 - ◇ Virtual Co-ordination Group³によるAM-SD関連部分の執筆・レビュープロセスの調整案

³ WGII・IIIの執筆者によって構成され、両WGのTSUが進行役となる。

◇ AM - SD 専門家会合のアウトライン（「今後予定されている会合」参照）

- ・ 「産業技術の開発、普及、移転に関する専門家会合」（2004年9月21 - 23日、東京）：産業技術の開発・普及・移転の主要因を明らかにすると共に、産業情報ネットワークへのアクセスを改善する方法、産業界の専門家のAR4執筆等作業への参加等について意見交換を行った。当会議に提出された論文は、すべて査読され2005年初めには利用可能となる予定。
- ・ 「第1回LA会合」（2004年10月19日-21日、ドイツ・ブレナ）：10名を除き執筆者全員が各章のチームに参加。0次草案の詳細な概要、執筆担当分・ページ数の割当、専門性が不足している部分に充てるCA（寄稿執筆者）の特定（進行中）、次LA会合までの詳細予定について決定。その他、各章を横断する問題⁴についての一貫した扱いについて議論された。

➤ 今後予定されている会合：

- ・ 「第1回排出シナリオに関する専門家会合」⁵（2005年1月12日-14日、US・ワシントン DC）：主な論点は、6つの温室効果ガスシナリオの取り扱い、probablistic approach の利用、SRES への批判と AR4 にそのシナリオを使用することの意味、安定化と緩和シナリオの評価に単純な気候モデルを使用する可能性、緩和・安定化シナリオの気候変化への影響、WGI 及び WGII との実質的な関連等。
- ・ 「AM-SDに関する専門家会合（2005年2月16 - 18日、フランス・La Reunion Island、WGII 合同）：主な議題は、WGII と WGIII の各報告書で AM-SD について一貫した取り扱いになっているかの確認、及び CCT に関連する新しい見解と文献について情報交換等。

➤ その他、TSU は各章毎に執筆者が対話できるウェブサイトを設置する予定。

➤ オーストリア・スイス等多くの国は、排出シナリオが各国によって非常にセンシティブな問題であることを述べ、専門家会合の結果に非常に興味を持った。

➤ **各国意見**

オーストリア 排出シナリオは非常にセンシティブな問題であることから、専門家会合の情報は出来るだけ早く発信して欲しい。 会合報告書は公開される予定。

US 2005年1月に開催される排出シナリオの専門家会合では、AR5での取り扱いについても議論するのか。 その予定。

スイス 全体会合でも時間をとって排出シナリオについて議論すべき。

⁴ コスト、緩和ポテンシャル、技術、不確実性、AM、SD、地域問題、大気汚染、政策と協力調整、意思決定、UNFCCC2条/主要な脆弱性、フッ素ガス、部門別章（4-10章）の共通テンプレートなどが挙げられている。現在、コストとポテンシャル、不確実性、AM-SD、テンプレートについての提案が作成されている。

⁵ なお、「排出シナリオに関するワークショップ」は、2005年6月29日 - 7月1日、オーストリア・ラクゼンブルグで開催される予定。

インド Virtual Coordinator Group とは具体的にどのような活動をするのか。 WG II 及び III の TSU が管理し、両 WG の LA が AM-SD 問題の執筆・レビュープロセスについてウェブ上で議論し提案を出す。

・ 3 作業部会全体に対する意見

イラン 3 つの WG の今後のスケジュールについて、CCT の観点からすべて同時期に仕上げた方がいい。

インド WG I と同じように WG II 及び III も e-Journal システムを導入すべき。又、執筆者の地域別・性別等の統計は 3 つの WG と同様の表記をして欲しい。次会合にて、IPCC 事務局からそのような統計が提示される。

3. IPCCAR4 の成果物について (Doc.6)

・ AR4 の成果物としてどのような文書を出すかについては、IPCC21 から議論が進められてきた。IPCC22 では、募集した政府意見及びビューローでの検討結果をベースに IPCC 事務局の改訂案が報告された。内容は以下の通り：

➤ **AR4 の中心となる成果物**：3 つの WG 報告書 (SPM 及び TS 含む) 及び SYR。英語版は商業的に出版。インデックスシステムは検索システムとともに開発する予定。SPM、TS 及び SYR は UN 言語に翻訳される。それらをまとめて 1 冊とするか、WG 毎に別々に出版するかは検討の余地があるが、両タイプ出版するのは TAR の経験から推薦できない。

➤ **その他**：

- ・ 報告書はウェブサイト及び CD-ROM として出版する。グラフはパワーポイント形式等で公開(報告書を通して同じようなデザインになるように早くから専門家を投入)
- ・ データセット、モデル、シナリオ、ツールなどは、既に TGICA が運営している IPCC の DDC (Data Distribution Centre) を通して公開されているが(公開されているデータは TGICA の条件をクリアしたもののみ。) AR4 で更なるデータ等を公開するには、IPCC ルール(IPCC Procedures for the Preparation, Review, Acceptance, Adoption, Approval and Publication of IPCC Reports) を見直す必要がある。TGICA は IPCC24 までに、DDC に掲載されているデータ及び掲載の条件の説明と共に、データをどのように掲載したら良いかの提案を提出する。
- ・ 地域及び国家機関との連携については非常に有益であることから、地域情報の準備と普及を支援できる機関を事務局とビューローで指定する。

・ (必要資金については省略。Doc.6 p.5 参照)

・ 事務局の報告に対し、各国は主に以下のような意見を述べた。

➤ **インデックスシステムについて**：Parry WGII 共同議長は、インデックスをつける

方法として、最終テキストの内容を読んで付けていくか、執筆者に執筆段階で付けていってもらふ方法の2つを提示し、前者だと80-90%の地域情報はキャッチできないとした。後者の場合は執筆者との相談が必要であり、Palutikof氏（WGIIITSU）は既に執筆者の委任事項が合意されてしまっているため今さらタスクを追加するのは難しいという意見を述べた。しかし、インデックスをつけること自体はブラジル、ドイツはじめ多くの国々が賛成した。

- **DDC に公開されるデータについて**：デンマーク等は、図表等を公開しアクセスを良くする重要性を強調したが、オランダはデータに「IPCC 承認」というラベルをつけることに難色を示した。中国も誤解を招くようなことがないような出し方を検討する必要性を述べた。
 - **WG 報告書の販売について**：モロッコは報告書の販売利益を IPCC 活動にあてることを提案した。現在は政府には無料で配布しているものの、出版会社との契約等で今後色々なオプションを検討していくこととなった。
 - **地域情報について**：NZ は地域情報の提供の重要性を強調し、サウジは WG 報告書の中で扱うことを主張した。特に各国にどのような情報が必要なのかをまず聞くことから始めることが重要。
- ・ 当議題において特に決定事項はないものの、パチャウリ議長は、インデックスシステムについては各 WG の共同議長が執筆者に意見を求めることし、どのようなシステムにするかはビューローの監視の下、事務局が後ほど検討することとなった。

4. アウトリーチについて (Doc.7)

- ・ アウトリーチとは、IPCC ウェブサイトの運営や CD-ROM の配布、UNFCCC 等関連会合でのイベント等 IPCC の活動をより多くの人々に理解してもらうための活動であり、TAR 以降特にその重要性が注目されてきた。アウトリーチの活動を提案しているアウトリーチタスクグループ (OTG) は、IPCC21 にて アウトリーチ活動が出来る機会のリストアップ、IPCC の活動について講演できる専門家のリストアップ、IPCC とは何か、気候変動とは何か、SRES とは何かといった内容のパンフレットの作成を提案した。IPCC22 では、それに対する進捗、及び IPCC 資料の出版・配布・販売について John Stone 氏 (OTG 共同議長) 及び IPCC 事務局から報告が行われた：
- **機会のリストアップ**：UNFCCC の COP10 では、3 つのサイドイベントを行う予定。(12月8日：国家 GHG 目録のガイドラインについて、同10日：気候変動の影響と適応に関する政策に適切なリサーチの新しい方向性について、同14日：IPCC の変遷と UNFCCC における役割。) CBD、WMO、その他の会合でも IPCC 資料を配布する予定。
- **講演できる専門家のリストアップ**：IPCC 報告書の作成に関わった専門化を中心に作成中。しかし、IPCC 関係者として講演するか、IPCC の作業に関わった一専門

家として講演するかでは立場は異なり、従って発表に使用できる資料も変わってくるため注意が必要。

- **メディアとの関わり**：IPCC の広報担当者（担当分野別・言語別）リストを作成しておき、IPCC 議長及び WG 共同議長の手が空いていないときはコンタクトできるようにする。また、メディアで取り上げられた記事等をすべて整理しておくことも必要。なお、IPCC の情報はプレスリリースや ENB を通して発信する。
- **パンフレット類**：4 つのファクトシートが第 1 回 LA 会合で配布された。これらは UN 言語に翻訳される予定。もう一つ COP10 用に IPCC と UNFCCC の関係についてファクトシートを作成する予定。
- **IPCC 資料の出版・配布・販売**：出版の際の詳細な内容（表紙に記載する事項等）は Doc.7 p.4 参照。出版社の入札は WMO の手続きに則る。IPCC 報告書は各国に無料で配布され、その後リクエストがあれば途上国には無料で配布される。先進国の専門家等は購入のこと。TS、SPM、SYR は無料で配布。CD-ROM は報告書のタイプを問わず無料。
- ・ 主な各国意見としては以下のとおり：
 - **AR4 の公開タイミングについて**：オランダが AR4 採択直後に IPCC のウェブサイトで公開することを希望し事務局に認められた。
 - **他機関との連携について**：スイス・ベルギーが UNFCCC 第 6 条（教育・トレーニング・啓発）を指摘し、UNFCCC とも協力して行うことを提案した。
 - **専門家の講演について**：オーストラリアやベルギー等が、あくまでも IPCC の立場から講演するのか、それとも IPCC 作業に関わる一個人として講演するのかによって話す内容が異なることを指摘し留意の必要性を述べた。
 - **出版等の手続きについて**：オーストラリア・US からルールまたはガイドラインを作成することが提案された。
 - **ファクトシートについて**：US は「COP 用」として作成することに反対し、あくまでも総合的な内容にすることを主張すると同時に、オランダと共に、ファクトシートに掲載する情報は、専門的・手続的な内容を問わずすべてレビューを行う必要があると述べた。
 - **その他**：カナダ・ノルウェー・UK・ドイツ等多くの国が事務局の中でアウトリーチ担当者を雇用する必要性（フルタイムとは限らない）を述べた。
- ・ 各国の意見を受け、TSU と OTG で更なる検討を行った結果、アウトリーチ担当者を事務局で雇用すること、AR4 のコミュニケーションを改善する長期戦略を作成すること（最低でも SPM の UN 言語翻訳、プレスリリース、メディアや産業団体へのブリーフィング、パワーポイントや CDM-ROM の作成、読者からのフィードバックを求めるシステムの開発作業は早急に行う。） IPCC23 で採択されるオゾン層保護と気候システムに関する特別報告書のアウトリーチ活動はモントリオール議定書の TEAP

(Technology and Economic Assessment Panel) と協力して行うことが決定された。
なお、UN 言語以外で翻訳された IPCC 報告書については事務局に報告して欲しいとの
要請があった。

5. 特別報告書の進捗状況

1) オゾン層保護と気候システムに関する特別報告書 - HFCs・PFCs に関する問題

(Special Report on Safeguarding the Ozone Layer and the Global Climate System:
Issues Related to HFCs and PFCs)

- ・ Bert Metz WGIII 共同議長から進捗について以下のとおり報告された (Doc.13 参照):
 - 機器の中に含まれている HCFCs や廃止以前の HCFCs 貯蔵分に関しては、モントリオール議定書に制限がないこと、又、冷蔵庫等の機器の中に存在する CFCs からの排出はモントリオール議定書及び UNFCCC で規制されていないことから、本報告書では HFCs と PFC に加え、HCFCs と CFCs も研究対象にすることを検討している。
 - 現在、第 2 次草案が政府・専門家レビューを受けており(2004 年 9 月 16 日 - 11 月 12 日)、レビューの結果は第 4 回 LA 会合(12 月 1 日 - 3 日、アルゼンチン・ブエノスアイレス)に反映される予定。
 - WGI と WGIII の合同の全体会合が、2005 年 4 月 1 日 - 3 日に予定されており、その場で、SPM が行毎に承認されるとともに報告書が採択される予定。

2) CO₂ 隔離に関する特別報告書 (Special Report on CO₂ Capture and Storage)

- ・ Bert Metz WG III 共同議長から進捗について下記の通り報告された (Doc.14 参照):
 - この分野での新しい文献をより網羅的に評価するため、完成が 2005 年 4 月から 9 月まで延期される。
 - 政府と専門家のレビューが 2005 年 1 月 10 日 - 3 月 7 日の予定で行われる。提出者によって意見が反映されないという抗議があったため、客観性を向上させる目的で専門家レビューを実験的に無記名で行う。政府レビューについては、地域的、国家的事情を考慮する必要があるため匿名レビューは採用しない。
 - 第 4 回 LA 会合が、スペイン・オベイドで 2005 年 4 月 25 日 - 28 日に開催される予定。
 - 本報告書は、IPCC24 (2005 年 9 月 27 日 - 29 日) で承認されると予定。
- ・ 報告に対しロシア・ベルギーは、匿名レビューは透明性を失うことから反対したが、オーストラリア・オーストリアは評価し、他の報告書にも採用すべきであると述べた。それに対し Metz WGIII 共同議長は、あくまでも試験的に行っていることで、他の報告書もこのようなレビュープロセスを行うというわけではないと述べた。なお、無記名でレビューを行うことは現行の手続きに反しているわけではなく、現在のところ好評。

6. その他進捗報告書

1) 国別 GHG 目録の 2006 年 IPCC ガイドライン (2006GL) について

- Thelma Krug TFI 共同議長 (ブラジル) から以下のとおり報告された (Doc.12 参照):
 - 全 5 巻 (横断的事項と報告表、エネルギー、生産加工及び製品利用、農業・林業及びその他の土地利用、廃棄物) について執筆者会合が開催され、木材製品の吸収量算定方法論については 1 つのアプローチに偏ることのないようにすること、炭素隔離の算定方法論については WGIII の特別報告書と共に検討を行なうこと等、議論を行った。
 - 0 次草案は 2004 年 12 月までに TSU に提出されることとなっており、2005 年 1 月 11 - 13 日 (マニラ) に合同会合が開催され 1 次草案が準備される予定。1 次専門家レビューは 2005 年 3 - 4 月の予定。専門家 / 政府レビューは 2005 年 9 - 10 月の予定。
- エアロゾルの扱いについては、平石尹彦 TFI 共同議長 (日本) から以下のとおり報告された (Doc.16 参照):
 - TAR で定義されているエアロゾルは幅広い物質をカバーしており非常に複雑。TFB は、エアロゾルについて AR4 の完成を待って作業を開始するかその前から行うかについて検討し、まずは専門家小会合を、基本的に TFB のリーダーシップで 2005 年に開催することを提案。結果は 2005 年秋の全体会合 (IPCC24) で報告する予定。(アジェンダ案は Doc.16 Annex1 参照。)
- 報告に対しスイスからは、木材製品及び炭素隔離のアカウンティングは非常に政治的にセンシティブな問題であり、UNFCCC でも扱いが決まっていないことから、IPCC は中立性に注意する必要があるという意見が述べられた。それに対し平石 TFI 共同議長は、木材製品のアカウンティング方法に関しては approach neutral なメソッド (どのアプローチでも必要なデータの提供) を提示する必要があるという見解を示した。また、炭素隔離については、同技術の特別報告書の執筆者と TFI メンバーの多くが共通しているため問題ないと述べられた。
- 専門家小会合については、オーストリア・スイスから支持され UNECE (United Nations Economic Commission for Europe) の専門家も参加させることが提案された。
- その他、ロシアは火山によるエアロゾルへの影響についても扱うべきと提案したが、平石 TFI 共同議長は小会合の全体会合でカバーするものの、このような個別の問題についてはインベントリー方法論の中で扱うにはふさわしくないという意見を述べた。

2) TGICA (Task Group on Data and Scenario for Impact and Climate Analysis) について

- IPCC 事務局から進捗について下記のとおり説明があった (Doc.15):
 - 2004 年 9 月 24 - 25 日、新メンバーで第 1 回会合が開催され (新メンバーは Doc.15 p.4 参照) DDC (Data Distribution Center) サイトの改訂状況、他言語のミラーサイト (ブラジルにてポルトガル語及びスペイン語のサイトが既に立ち上がってお

り、カナダではフランス語、中国では中国語のサイトが立ち上がろうとしている。) 新 GCM (General Circulation Model) モデルアーカイブへのアクセス改善などについて議論を行った。又、研究を促進させるため、途上国及び経済移行国の研究者へ追加的にデータやモデルを提供することについても議論され、今後データやキャパシティーニーズについて IPCC にレポートを提出すると共に、低スピードデータ配信システム (CD に必要なデータを焼いて郵送するシステム) の開発やデータ分析ツールへの集中アクセスの提供案を作成することが合意された。その他、社会経済データについても協議し、今後、既に掲載されているデータのアップデート、公式なソースとのリンクの充実、IPCC 以外のシナリオに関するリンクの提供等を行う予定。

- 次回会合は、2005 年 4 月 18 日にブラジルで開催される予定。
- ・ オランダからは、TGICA はデータの提供をするのに留まり、出典を IPCC とラベルするのは誤解を招くため避けるべきであるという意見が述べられた。

7. その他

- ・ **選挙に関する手続き**(Doc.8)
 - 選挙手続きについては、前回 (IPCC19) 大いに揉めたことから、今回は選挙時よりかなり前に手続きを決定しておく必要があるということで合意されている。IPCC22 では、選挙手続きに関するタスクグループの共同議長である David Warrillow 氏 (UK) からビューローメンバーの交替、ビューローのサイズ、指名委員会 (nominations committee)、及び UNFCCC の選挙ルールをモデルとして利用することについて議論する必要があることが述べられた。
 - 各国からは以下のような意見が述べられた：
ビューローメンバーの交替及びサイズについて：US とベルギーは、現行の人数及び任期をルールとして定めることを提案。又、ビューローメンバーと議長の選挙を同全体会合で行うかどうかについて、ロシアは同時を希望したが、ベルギー、Manning 氏は別々を希望し、特にビューローメンバーには、評価報告書完成後 1 年間残留させアウトリーチ活動をさせることを提案した。なお、ベルギーからはビューローメンバーの半数ずつ交替させる等作業の継続性を確保する案も述べられた。その他、Rule 14⁶についてはベルギー及びドイツが懸念を示し、一国による単独指定ではなく複数の国々 (地域) に承認される必要性を述べた。(ドイツは、ビ

⁶ IPCC ビューロー・タスクフォースビューローの選挙に関する規則のルール 14 (IPCC22 Doc.8 p.8) によると、IPCC ビューローまたはタスクフォースビューローのメンバーが辞任する際、そのメンバーの国の政府が同国の代理を指名すると書かれている。(6 ヶ月以内に適当な代理が見つからない場合、IPCC 議長がその地域の国々と相談した上で、同地域から代理候補を立てる。承認は IPCC ビューローが行う。)

ユーローの正式メンバーの選挙を行う際に election reserve member も同時に選定する案を出したが、現実的ではないため受け入れられなかった。)

指名委員会について：Manning 氏は、ビューローメンバー候補になると指名委員会には参加出来ないため、指名委員会に参加する国数が少なくなってしまうという問題的を指摘した。

UNFCCC のルールをモデルとすることについて：スイスは、UNFCCC でもまだ採択されていないものを IPCC で利用するのはおかしいとした。ロシア及び Richard Odingo 共同議長は従来どおり WMO のルールを利用することを提案した。

その他：オーストリアは、公平な地域代表性を求め、特に各地域のビューローメンバーに IPCC の最新情報を発信するよう求めた。

- 選挙に関する手続きは、IPCC24 で最終決定することとなり、各国は意見書を 2005 年 1 月中旬までに Warrilow 共同議長、Odingo 共同議長及び事務局に送付することとなった。
- ・ IPCC21 会合報告書の採択
 - 一部（8.2 最終文）スイスによる変更提案を受け入れた形で採択された。
- ・ ENB の作成について
 - IPCC の情報は IISD の ENB によって報告されることとなったが、記事の中で国名を記載するか否かについて議論が行われた。
 - スイス・サウジは IPCC としての正式な文書を作成する推敲段階において国名を表記する必要はないとし反対したが、オーストリア・ロシア・US・カナダは、透明性のためにも、各国意見の背景にある状況を把握するためにも国名の表記は必要とした。
 - パチャウリ IPCC 議長は、国名を表記することは IPCC の作業を行うためにもベターと判断し国名を表記した上で ENB を作成してもらうことを提案し採択された。
- ・ IPCC23 の日程
 - 2005 年 4 月（TBD）、エチオピア・アディスアババで、WGI 及び III の会合と合同で開催予定。議題はオゾン層保護と気候システムに関する特別報告書の採択。

8. 所感

今回初めて IPCC 全体会合に参加した。今回の中心議題である AR4 の SYR の作成有無や盛り込むトピックスについて、3 日間で本当に合意が得られるのだろうか心配していたが、まさにその心配が的中し最終日の 15 時過ぎまでコンタクトグループによる調整が続けられ、それでもまとまらず最後の全体会合でようやく合意に至った。中国やサウジアラビアが自国の将来の利益に少しでも影響を与える可能性のある表現に対して、大国のプライドをかけて徹底的に主張し続けた姿勢には関心させられた。その反面各国の譲歩で合意できそうな状況でも譲らず、その結果として主張がほぼ受け入れられたこと

については、ゴネ得といった印象も免れないが、まさに外交交渉そのものが目の前で行われているように感じた。(角野)

- ・ IPCC と UNFCCC は科学的と政治的というように立場が異なるものの、同じ気候変動について扱っているという面や交渉団が殆ど同じという面で、切っても切れない間柄である。今回の全体会合は京都議定書の発効がほぼ確定した中で開催されたが、だからといって華やかなムードが漂っていたわけではなく、途上国はむしろやや警戒しているような印象を受けた。それは、京都議定書をベースに先進国が本当に削減活動を行い、更に途上国のキャパシティビルディングにも貢献してくれるのだろうかという心境によるところもあるだろうが、京都議定書が発効したことで、もはや避けがたいものとなった 2013 年以降の将来枠組み交渉に AR4 の SYR が大きく影響することが分かっているだけに改めて気を引き締めて交渉に臨むという気合の表れであるとも思われる。IPCC22 では SYR の作成有無やトピック等が決定された。1.でも述べた通り「GHG 濃度の長期安定化」という言葉では、中国・サウジ・US といった鍵となる国々が反対し、EU 各国、カナダ、ロシアといった賛成派の国々と対立した。結局は「長期安定化」という言葉を利用しなかっただけでそのような分析が行われるのに変わりはない。しかし、執筆者へのガイダンスとして使用される言葉、つまり文書として残されるすべての言葉に徹底的に警戒態勢を貫く中国やサウジの姿勢は、いかにそれらの国が将来課される可能性のある削減責任に敏感になっているかを如実に表し、今後 UNFCCC の COP 等で行われる将来枠組み交渉の難しさを暗示していると言える。同時に、政策決定者にとって IPCC の評価報告書がどれほど大きなインパクトを与えているかが分かり、IPCCAR4 の重要性を再確認させられた。(蛭田)

以上

添付1 WG 作業スケジュール (2004年11月24日現在。今後変更される可能性が高いため注意のこと)

| | WG I | WG II | WG III |
|----------------|-------------------------|-------------------------------|-----------------------|
| ZOD 締切 | 2005年1月14日 | 2004年12月10日 | 2005年3月 |
| 内部レビュー | 2005年2-3月 | 2005年1-2月 | 2005年4-5月 |
| 第2回 LA 会合 | 2005年5月10-12日 (中国) | 2005年3月14-17日 (オーストラリア) | 2005年6月7-9日 (ペルー) |
| FOD 専門家・政府レビュー | 2005年9月19日-11月11日 | 2005年7月22日-9月16日 | 2006年1月16日週(8週) |
| 第3回 LA 会合 | 2006年12月13-15日 (TBD) | 2005年11月29日-12月2日 (コスタリカ?) | 2006年4月10日週 (中国?) |
| SOD 専門家・政府レビュー | 2006年3月13日週(9週) | 2006年5月22日週(9週) | 2006年8月28日週(8週) |
| 第4回 LA 会合 | 2006年6月20-22日 (TBD) | 2006年9月11-14日 (ボツワナ?) | 2006年11月27日週 (NZ?) |
| SPM 起草会合 | | 2006年11月20日週 | |
| 最終版を政府へ配布 | 2006年10月9日週(8週) | 2006年12月18日週(9週) | 2007年2月19日週(8週) |
| WG 会合：報告書承認・採択 | 2007年1月29日週 | 2007年3月19日週頃 | 2007年4月30日週頃 |